

令和 5 年 度

たつの市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

たつの市監査委員





た 監 第 3 4 号  
令和6年8月21日

たつの市長 山 本 実 様

たつの市監査委員 岸 田 信 行  
たつの市監査委員 船 引 宗 俊

令和5年度たつの市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。



# 令和5年度たつの市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

令和5年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

＜健全化判断比率等の算定対象となる会計等の範囲＞

|              |                                  |               |                    |        |          |         |        |
|--------------|----------------------------------|---------------|--------------------|--------|----------|---------|--------|
| 一般会計等        | 一般会計                             |               |                    | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|              |                                  | 土地取得造成事業特別会計  |                    |        |          |         |        |
|              |                                  | 揖龍公平委員会事業特別会計 |                    |        |          |         |        |
|              |                                  | 病院事業債管理事業特別会計 |                    |        |          |         |        |
| その他の特別会計     | 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計 |               | 国民健康保険事業特別会計       |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 後期高齢者医療事業特別会計      |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 介護保険事業特別会計         |        |          |         |        |
|              | 公営企業に係る特別会計                      | 法非適用          | 該当なし               |        |          |         |        |
|              |                                  | 法適用           | 水道事業会計             |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 下水道事業会計            |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 国民宿舎事業会計           |        |          |         |        |
| 一部事務組合・広域連合  |                                  |               | 播磨高原広域事務組合         |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 揖龍保健衛生施設事務組合       |        |          |         |        |
|              |                                  |               | にしはりま環境事務組合        |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 西播磨水道企業団           |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 西はりま消防組合           |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 兵庫県市町村職員退職手当組合     |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 兵庫県後期高齢者医療広域連合     |        |          |         |        |
| 地方公社・第三セクター等 |                                  |               | 公益財団法人童謡の里龍野文化振興財団 |        |          |         |        |
|              |                                  |               | 地方独立行政法人たつの市民病院機構  |        |          |         |        |

※資金不足比率は、各会計ごとに算定される。

## 第2 審査の期間

令和6年7月8日から令和6年8月2日までの間

### 第3 審査の方法

令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率の審査に当たっては、市長から送付を受けた健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、その計数は正確であると認めた。

### 第5 審査の概要

健全化判断比率及び資金不足比率の審査の概要は、下記のとおりである。

#### 1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

|         |          | 令和5年度 | 早期健全化基準<br>経営健全化基準 | 財政再生基準 | <参考><br>令和4年度 |
|---------|----------|-------|--------------------|--------|---------------|
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率   | —     | 12.32%             | 20.00% | —             |
|         | 連結実質赤字比率 | —     | 17.32%             | 30.00% | —             |
|         | 実質公債費比率  | 7.2%  | 25.0%              | 35.0%  | 7.8%          |
|         | 将来負担比率   | —     | 350.0%             |        | —             |
| 資金不足比率  | 水道事業会計   | —     | 20.0%              |        | —             |
|         | 下水道事業会計  | —     |                    |        | —             |
|         | 国民宿舎事業会計 | —     |                    |        | —             |

※実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は、「—」と記載する。

将来負担比率について、将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合は、「—」と記載する。

## 2 個別意見

### (1) 実質赤字比率について

実質収支額は黒字となっており、実質赤字比率は算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率について

連結実質収支額は黒字となっており、連結実質赤字比率は算定されない。

### (3) 実質公債費比率について

前年度に比べ 0.6ポイント改善し、7.2%となっている。

### (4) 将来負担比率について

将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、将来負担比率は算定されない。

### (5) 資金不足比率について

公営企業に係る特別会計3会計のいずれにおいても、資金不足比率は算定されていない。

## 3 むすび

当年度の決算に係る健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字が生じていないことから、前年度に引き続き算定されていない。

また、実質公債費比率については、前年度数値から改善し、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

加えて、将来負担比率については、将来負担額に対して充当可能な財源等の額が上回っていることから、前年度に引き続き算定されておらず、前年度に比べ、将来負担額のうち、地方債現在高が1,203,444千円(2.9%)、公営企業債等繰入見込額が880,174千円(5.3%)、退職手当負担見込額が239,362千円(7.4%)、組合負担等見込額が143,198千円(15.2%)減少し、全体で2,466,178千円(4.0%)減少している。

しかしながら、今後、社会保障や地方創生の取り組みの充実とともに、公共施設更新や長寿命化、新宮地域小中一貫校や、本市の広域連携軸である山陽自動車道の龍野及び龍野西インターチェンジ周辺への投資等により、市財政への負担が増していくことが予測される。

今後とも、適切な市債の発行と管理により、長期的な財政の健全性を維持されるよう望むものである。

一方、資金不足比率については、公営企業に係る特別会計のいずれにおいても算定されていない。

については、さらなる経営の改善に向け、より一層の工夫と努力を期待するものである。